不利益処分の処分基準

処分の内容		強制診断等拒否の場合の給付制限
根拠法令及び条項		国民健康保険法第６３条及び第６６条
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
処分基準	関係条項	
	基準 （未設定の場合はその理由）	第６３条市町村及び組合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第６６条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。 第６６条 市町村及び組合は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成３１年４月１日最終変更）